

補助金給付までの一般的な流れ

① 3月に事業計画書の提出



事務局:事業計画書受理、審査後に各スポーツ・福祉団体に内示書を送付
(4月ごろ)

② 年度初めに内示書受理。大会・事業実施1ヶ月前までに必ず補助金交付申請(第1・2・3号様式)を行う。また収支予算書抄本(概算金額を記入)も添付し、送付。



事務局:申請受理、審査後に交付決定通知書(第5号)を送付

③ 交付決定通知書受理。事業・全大会終了後(1ヶ月以内)、事業報告(第7・8・9号様式)を行う。また歳入歳出決算(見込み)書抄本と証拠書類のコピーを添付し、送付。



事務局:実績報告書受理・審査後、額の確定(第10号)を送付。

④ 額の確定通知書受理後、補助金交付請求(第6号)にて請求。

⑤ 補助金を受け取る。

※申請書、実績報告書、予算書抄本、決算書抄本も公印(協会会長印)が必要なため、確認のこと。

※障がい者スポーツ団体振興事業費補助金について、県大会、九州大会(西日本大会)2つの大会が補助の対象になっている場合、申請は同じ用紙に記載してください。また、実績報告に関しては、2つの大会終了後にまとめてお願いします。

※事業途中で事業を変更される場合は、変更承認申請書(第4号様式)と関係書類(第1・2・3号様式と予算書抄本該当分)を事業開始前に申請する。